

地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金

(地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業) 交付規程

平成27年3月5日

S I I - 2 6 M - 規程 - 0 0 2

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）が行う経済産業省からの地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱（20150204財資第8号。以下「要綱」という。）第3条に基づく地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金（地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業）（以下「補助金」という。）の交付手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 S I I が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。）並びに要綱に定めるところによるほか、この規程に定めるところによる。

(交付の対象)

第3条 S I I は、地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業（以下「補助事業」という。）を行おうとする者（以下「補助事業者」という。）に対し、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象としてS I I が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。ただし、別紙暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分は、別表1のとおりとする。

(補助率)

第4条 補助事業に係る補助率は、別表2のとおりとする。

(エネマネ事業者及び補助対象システム・機器の登録)

第5条 S I I は、補助事業の実施に際し、別に定める登録要件を満たす、エネルギー管理支援サービス事業者（以下「エネマネ事業者」という。）およびエネマネ事業者が提供する補助対象システム・機器を登録する。

(エネマネ事業者の責務)

第6条 エネマネ事業者は、補助事業においてエネルギーマネジメントシステム（以下「EMS」という。）を導入し、エネルギー管理支援サービスや EMS から得られる情報を活用する断続的なサービスを通じて、工場・事業場毎の省エネルギー事業を支援する責務を負うものとする。

また、S I I が別途定めるエネマネ事業者としての業務に対し、善良なる管理者の注意をもって対応しなければならない。

(エネマネ事業者の解除)

第7条 S I I は、エネマネ事業者において、不正、業務の怠慢、その他不適当な行為が行われていることが明らかとなり、エネマネ事業者として不適切であると判断した場合、エネマネ事業者の登録を解除することができる。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書にS I I が定める書類を添付して、S I I が別に定める時期までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第9条 S I I は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

この場合において、S I I は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金

の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。

2 S I I は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができるものとする。

3 S I I は、補助金の交付が適当でないと認めるときは理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 S I I は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 補助事業者は、法令、本規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。

(2) 補助事業者は、第11条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、S I I に報告すべきこと。

(3) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、第12条に従うべきこと。

(4) 補助事業者は、第13条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめS I I の承認を受けるべきこと。

(5) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第15条の規定に基づき速やかにS I I に報告し、その指示を受けるべきこと。

(6) 補助事業者は、S I I が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、S I I の指示に従うべきこと。

(7) 補助事業者は、S I I が第19条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、S I I が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第19条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

(8) 補助事業者は、S I I が第21条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。

(9) 補助事業者は、S I I が第21条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、S I I が指定する期日までに返還するとともに、第21条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還し

なかったときは、第21条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

(10) 補助事業者は、S I I が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。

(11) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用、売却、譲渡、交換、貸し付け、廃棄、又は担保提供等に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめS I I の承認を受けるべきこと。

(12) 補助事業者は、第24条第3項及び第25条第4項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、S I I の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。

(13) 補助事業者は、補助事業終了後、S I I の指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。

(14) 別紙 暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはせず、補助事業者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消すものとする。

(申請の取下げ)

第11条 第9条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、様式第3による交付申請取下げ届出書をS I I に提出しなければならない。

(契約等)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上、競争入札によることが著しく困難又は不適當である場合を除き、競争入札によるべきこと。

(計画変更の承認等)

第13条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による補助事業計画変更承認申請書をS I I に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。

(2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10パーセント以内の範囲内で変更する場合を除く。

(3) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 S I I は、前項に基づく補助事業計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

3 S I I は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(債権譲渡の禁止)

第14条 補助事業者は、第9条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をS I I の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 S I I が第19条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がS I I に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、S I I は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がS I I に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) S I I は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又これへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

(3) S I I は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、S I I が行う弁済の効力は、S I I が支出の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合、速やかに様式第5による補助事業事故報告書をS I I に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況の報告)

第16条 補助事業者は、S I I が特に必要と認めて要求したときは、様式第6による補助事業実施状況報告書をS I I が要求する期日までに提出しなければならない。

(実績の報告)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(第13条第1項第4号の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)は、完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認の通知を受けた日)から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属するS I I の会計年度の3月10日のいずれか早い日までに、様式第7による補助事業実績報告書をS I I に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業がS I I の会計年度内に終了しなかったときは、翌年度の4月10日までに、様式第8による補助事業年度末実績報告書をS I I に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめS I I の承認を受けなければならない。

(補助事業の承継)

第18条 S I I は、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第9による補助事業承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

第19条 S I I は、第17条第1項の補助事業実績報告書を受領したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容(第13条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、対応する区分ごとに交付決定された補助金の額(変更された場合は、変更された額とする。)とのいずれか低い額の合計額とする。

3 S I I は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

4 S I I は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

(1) 返還すべき補助金の額

(2) 延滞金に関する事項

(3) 納期日

5 S I I は、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第10により報告させるものとする。

6 S I I は、補助事業者が、返還すべき補助金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(補助金の支払)

第20条 S I I は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第11による補助金精算(概算)払請求書をS I I に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第21条 S I I は、第13条第1項第4号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第9条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づくS I I の処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

(5) 補助事業者が、別紙 暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。

2 前項の規定は、第19条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 S I I は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

4 S I I は、第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

5 S I I は、前項の返還を請求する場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。

6 第19条第4項から第6項までの規定は、第4項の規定に基づく補助金の返還及び前項の

規定に基づく加算金の納付の場合について準用する。この場合において、第19条第5項中「様式第10」とあるのは、「様式第12」と読み替えるものとする。

(加算金の計算)

第22条 S I I は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。

2 S I I は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第23条 S I I は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(取得財産等の管理等)

第24条 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式第13による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第14による取得財産等明細表を第17条第1項に定める補助事業実績報告書に添付して提出するものとする。

3 S I I は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をS I I に納付させることができるものとする。

(取得財産等の処分の制限)

第25条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第15による補助事業財産処分承認申請書をS I Iに提出して承認を受けなければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（補助事業の経理等）

第26条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後5年間S I Iの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（暴力団排除に関する誓約）

第27条 補助事業者及びエネマネ事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書もしくは登録申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他必要な事項）

第28条 S I Iは、補助事業の実施に当たって、補助事業者から提出され、または知り得た営業秘密について、他用途転用の禁止等の営業秘密を管理する責務を負うことを定める。この場合、当該業務に従事する職員及びS I Iが業務契約等を締結するすべての者（第三者委員会の委員等を含む）に対して守秘義務・情報漏洩に対する契約を締結することを定める。

2 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、S I Iが別にこれを定める。

附則

この規程は、平成27年3月5日から実施する。

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(別表1)

補助対象経費の区分

| 区 分 | 内 容 |
|-------|--|
| 設 計 費 | 地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業の実施に必要な機械装置・建築材料等の設計費、システム設計費等 |
| 設 備 費 | 地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業の実施に必要な機械装置・建築材料等の購入、製造（改修を含む。）又は据付等に要する費用（ただし、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く。） |
| 工 事 費 | 地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業の実施に不可欠な工事に要する費用 |
| 諸 経 費 | 地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業を行うために直接必要なその他経費（工事負担金、管理費（職員旅費、会議費等）） |

※消費税及び地方消費税は補助対象外

(別表 2)

| 補助事業の区分 | 補助率 |
|---|----------|
| 中小企業者(個人事業主、小規模事業者を含む)又はエネルギー多消費企業(売上高に対するエネルギーコストの割合が10%以上となる企業)が行う事業 | 1 / 2 以内 |
| その他事業者(下欄に掲げる事業所を除く)が行う事業 | 1 / 3 以内 |
| FIT 減免認定(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第17条第1項の規定により、賦課金に係る特例の認定)を受けた事業所で行う事業 | 1 / 2 以内 |
| 中小企業者(個人事業主、小規模事業者を含む)又はエネルギー多消費企業(売上高に対するエネルギーコストの割合が10%以上となる企業)が行う事業であって、エネマネ事業者の下、EMSを導入することでより効率的・効果的な省エネルギーを実施する事業 | 2 / 3 以内 |
| その他事業者(下欄に掲げる事業所を除く)が行う事業であって、エネマネ事業者の下、EMSを導入することでより効率的・効果的な省エネルギーを実施する事業 | 1 / 2 以内 |
| FIT 減免認定(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第17条第1項の規定により、賦課金に係る特例の認定)を受けた事業所で行う事業であって、エネマネ事業者の下、EMSを導入することでより効率的・効果的な省エネルギーを実施する事業 | 2 / 3 以内 |

※1 中小企業者とは、別表3に定める者をいう。

(別表 3)

中小企業者の定義

| 業種 | 資本金基準 | 従業員基準 |
|---|-----------------|---------------|
| | 資本の額又は 出資の総額 | 常時使用する 従業員 |
| ①製造業、建設業、運輸業、その他 (ゴム製品製造業を除く) | 3億円以下 | 300人以下 |
| ・ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用 ベルト製造業を除く) | 3億円以下 | 900人以下 |
| ②卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| ③小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |
| ④サービス業 (以下を除く) | 5千万円以下 | 100人以下 |
| ・ソフトウェア業、情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| ・旅館業(旅館業法 昭和23年法律第138号に規定する旅 館業) | 5千万円以下 | 200人以下 |
| ⑤以下の組合(構成員の2/3以上が中小企業者である場合に限る) | | |
| ・事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合 (中小企業等協同組合法 昭和24年法律第181号に規定する組合) | | |
| ・協業組合、商工組合、商工組合連合会 (中小企業団体の組織に関する法律 昭和32年法律第185号に規定する中小企業団体) | | |
| ・商店街振興組合、商店街振興組合連合会 (商店街振興組合法 昭和37年法律第141号に規定する組合) | | |

※1 業種は日本標準産業分類(第13回改訂)に基づく。

※2 「⑤」以外の業種については、資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業者とする。

※3 複数の業種がある場合は、直近の決算書において「売上高」が大きい方を主たる業種とする。

売上高が同じ場合には、「各事業の従業員数」から判断する。

ただし、「製造小売」は「小売業」に該当する。

- ※4 社会福祉法人、医療法人、NPO 法人、宗教法人は上記基準を満たしていても中小企業者にはならない。
- ※5 「⑤」の組合には、LLP（有限責任事業組合）、市街地再開発組合、生活協同組合、農業協同組合等は含まれない。
- ※6 常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含まれない。
- ※7 また、以下のいずれかに該当する「みなし大企業」は除く。なお、「みなし大企業」とは下記による。また、中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規程する中小企業投資育成株式会社、廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成7年法律第47号）に規程する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律90号）に規程する投資事業有限責任組合は中小企業者とする。
 - ・発行済株式の総数又は出資価格の総額1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業者。
 - ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業者。
 - ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業者。
- ※8 ESCO、リースを利用する場合、主たる機器等使用者により中小企業者にあたるか否か判断する。

番 号

年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代 表 理 事 殿

住 所

申請者 名 称

代表者等名

印

平成 年度地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金

(地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業) 交付申請書

地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金（地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第 8 条の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金の交付を申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の目的及び内容
3. 補助事業の実施計画
4. 補助金交付申請額
 - (1) 補助事業に要する経費
 - (2) 補助対象経費
 - (3) 補助金交付申請額
5. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（別紙 1）

6. 補助事業に要する経費の四半期別発生予定額（別紙2）

7. 補助事業の完了予定日

※一般社団法人 環境共創イニシアチブの地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金は、経済産業省が定めた地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を省エネルギー効果が高いと見込まれ、費用対効果が優れていると認められる設備・技術を導入しようとする方に交付するものです。

（注）この申請書には、以下の書面を添付すること。

- （1） 申請者の経理の状況及び補助事業に係る資金計画を記載した書面
- （2） 申請者が申請者以外の者と共同して補助事業を行おうとする場合にあって当該事業に係る契約書の写し
- （3） 申請者の役員等名簿（別紙3）
- （4） その他S I Iが指示する書面

(別紙1)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

(単位:円)

| 補助対象経費の 区分 | 補助事業に要する 経費 | 補助対象経費 の額 | 補助率 | 補助金の交 付申請額 |
|---------------|----------------|--------------|-----|---------------|
| | | | | |
| 合 計 | | | | |

(別紙2)

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

(単位:円)

| 補助事業に要する経費の 区分 | 補助事業に要する経費 | | | | |
|-------------------|------------|------------|------------|------------|---|
| | 第1・ 四半期 | 第2・ 四半期 | 第3・ 四半期 | 第4・ 四半期 | 計 |
| | | | | | |
| 合 計 | | | | | |

番 号
年 月 日

申請者 名 称
代表者等名 殿

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代 表 理 事 印

平成 年度地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金
(地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業) 交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請があった経済産業省からの地域工場・
中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金につ
いては、地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金(地域工場・オフィ
ス・店舗等省エネルギー促進事業)交付規程(以下「交付規程」という。)第9条第1項の規
定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、平成 年 月 日付け 第 号
をもって申請があった平成 年度地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費
補助金(地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業)交付申請書(以下「交付申
請書」という。)記載のとおりとする。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

| | | |
|------------|---|---|
| 補助事業に要する経費 | 金 | 円 |
| 補助対象経費 | 金 | 円 |
| 補助金の額 | 金 | 円 |

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、次のとおりとする。

(単位:円)

| 補助対象経費の区分 | 補助事業に要する経費 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助金の額 |
|-----------|------------|--------|-----|-------|
| | | | | |
| 合 計 | | | | |

4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とする。

5. 補助事業者は、以下の交付条件に従って補助事業を実施しなければならない。

(1) 補助事業者は、法令、交付規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。

(2) 補助事業者は、第11条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、S I Iに報告すべきこと。

(3) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、第12条に従うべきこと。

(4) 補助事業者は、第13条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめS I Iの承認を受けるべきこと。

(5) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第15条の規定に基づき速やかにS I Iに報告し、その指示を受けるべきこと。

(6) 補助事業者は、S I Iが補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めた

ときは、S I I の指示に従うべきこと。

(7) 補助事業者は、S I I が第 19 条第 3 項の規定による補助金の返還を請求したときは、S I I が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第 19 条第 6 項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

(8) 補助事業者は、S I I が第 21 条第 1 項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。

(9) 補助事業者は、S I I が第 21 条第 4 項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、S I I が指定する期日までに返還するとともに、第 21 条第 5 項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第 21 条第 6 項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

(10) 補助事業者は、S I I が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。

(11) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用、売却、譲渡、交換、貸し付け、廃棄、又は担保提供等に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ S I I の承認を受けるべきこと。

(12) 補助事業者は、第 24 条第 3 項及び第 25 条第 4 項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、S I I の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。

(13) 補助事業者は、補助事業終了後、S I I の指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。

(14) 別紙暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはせず、補助事業者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消すものとする。

6. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び交付規程の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留

意すること。

- (1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) S I I の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

7. その他、S I I の付した条件を遵守すること。

※一般社団法人 環境共創イニシアチブの地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金は、経済産業省が定めた地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を省エネルギー効果が高いと見込まれ、費用対効果が優れていると認められる設備・技術を導入しようとする方に交付するものです。

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

番 号

年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代 表 理 事 殿

住 所

申請者 名 称

代表者等名 印

平成 年度地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金
(地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業) 交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金に係る交付の申請は、下記のとおり取り下げることとしたので、地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金(地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業)交付規程第 11 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 補助事業の名称
2. 交付の申請の取下げ理由
3. 取り下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額
 - (1) 補助対象経費
 - (2) 補助金の額

※一般社団法人 環境共創イニシアチブの地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金は、経済産業省が定めた地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を省エネルギー効果が高いと見込まれ、費用対効果が優れていると認められる設備・技術を導入しようとする方に交付するものです。

番 号
年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代 表 理 事 殿

住 所

補助事業者 名 称

代表者等名 印

平成 年度地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金
(地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業) 補助事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金に係る補助事業を下記のとおり変更したいので、地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金(地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業)交付規程第 1 3 条第 1 項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 変更の内容
3. 変更が必要な理由
4. 変更が補助事業に及ぼす影響
5. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額(新旧対応)(別紙)

※一般社団法人 環境共創イニシアチブの地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金は、経済産業省が定めた地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を省エネルギー効果が高いと見込まれ、費用対効果が優れていると認められる設備・技術を導入しようとする方に交付するものです。
(注) 中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めて、この様式に準じて申請すること。

番 号
年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代 表 理 事 殿

住 所

補助事業者 名 称

代表者等名 印

平成 年度地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金
(地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業) 補助事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金に係る補助事業の事故について、地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金(地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業) 交付規程第 15 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 事故の原因及び内容
3. 事故に係る金額 金 円
4. 事故に対して採った措置
5. 事故が補助事業に及ぼす影響
6. 補助事業の遂行及び完了の予定

※一般社団法人 環境共創イニシアチブの地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金は、経済産業省が定めた地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を省エネルギー効果が高いと見込まれ、費用対効果が優れていると認められる設備・技術を導入しようとする方に交付するものです。

様式第 6

番 号
年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代 表 理 事 殿

住 所

補助事業者 名 称

代表者等名 印

平成 年度地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金
(地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業) 補助事業実施状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金に係る補助事業の実施の状況について、地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金(地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業) 交付規程第 16 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の実施状況の概要
3. 補助事業に要する経費の使用状況(別紙)

※一般社団法人 環境共創イニシアチブの地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金は、経済産業省が定めた地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を省エネルギー効果が高いと見込まれ、費用対効果が優れていると認められる設備・技術を導入しようとする方に交付するものです。

(別紙)

補助事業に要する経費の使用状況

(単位:円)

| 補助事業に要する 経費の区分 | 補助事業に要する経費 | | |
|-------------------|------------|------------------|--------------------|
| | 配分済額 | 実績額 (年月日～年月日) | 支出見込額 (年月日～年月日) |
| | | | |
| 合 計 | | | |

番 号
年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代 表 理 事 殿

住 所

補助事業者 名 称

代表者等名 印

平成 年度地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金
(地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業) 補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業が完了しましたので、地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金(地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業)交付規程第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業

- (1) 補助事業の名称
- (2) 補助事業の内容
- (3) 補助事業の効果

2. 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

3. 補助金受領額及び受領年月日

- (1) 受領額
- (2) 内訳
 - ①第 回概算払額
 - ②第 回概算払額

4. 補助事業の収支決算

別紙収支明細表のとおり。

※一般社団法人 環境共創イニシアチブの地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金は、経済産業省が定めた地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を省エネルギー効果が高いと見込まれ、費用対効果が優れていると認められる設備・技術を導入しようとする方に交付するものです。

(注) 1. 当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第24条第2項の規定に基づき、様式第14による取得財産等明細表を添付すること。

(別紙)

収支明細表

| 補助対象経費 の区分 | 交 付 決 定 額 | | | | | |
|---------------|--------------|-----------|--------------|-----------|--------------|-----------|
| | 交付決定額 | | 流用増減額 | | 流用後交付決定額 | |
| | 補助対象 経費の額 | 補助金の 額 | 補助対象 経費の額 | 補助金の 額 | 補助対象 経費の額 | 補助金の 額 |
| | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | |

(単位：円)

| 決 算 額 | | | | | 差 引 | 備 考 |
|-------------|----------------|--------------------|-----|-----------|-----|-----|
| 収入 | 支 出 | | | | | |
| 補助金の 収入額 | 補助対象経 費の実績額 | 補助対象 経費の限 度額 | 補助率 | 補助金の 額 | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

番 号
年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代 表 理 事 殿

住 所

補助事業者 名 称

代表者等名 印

平成 年度地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金
(地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業) 補助事業年度末実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金に係る補助事業について、地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金(地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業) 交付規程第 17 条第 2 項の規定に基づき、平成 年度年度末実績を下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業

- (1) 補助事業の名称
- (2) 補助事業の内容
- (3) 補助事業の効果

2. 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

3. 補助金受領額及び受領年月日

- (1) 受領額
- (2) 内訳
 - ① 第 回概算払額
 - ② 第 回概算払額

4. 補助事業の収支決算

別紙収支明細表のとおり。

※一般社団法人 環境共創イニシアチブの地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金は、経済産業省が定めた地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を省エネルギー効果が高いと見込まれ、費用対効果が優れていると認められる設備・技術を導入しようとする方に交付するものです。

番 号

年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代 表 理 事 殿

住 所

申請者 名 称

代表者等名 印

平成 年度地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金
(地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業) 補助事業承継承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金に係る補助事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したいので、地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金（地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業）交付規程第 18 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 旧補助事業者名
2. 補助事業の地位の承継理由
3. 補助事業の名称
4. 補助事業の内容
5. 交付決定通知の日付及び番号
6. 交付決定通知書に記載された補助金の額
7. 既に交付を受けている補助金の額

※一般社団法人 環境共創イニシアチブの地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金は、経済産業省が定めた地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を省エネルギー効果が高いと見込まれ、費用対効果が優れていると認められる設備・技術を導入しようとする方に交付するものです。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代 表 理 事 殿

住 所

申請者 名 称

代表者等名 印

平成 年度地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金
(地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業) 返還報告書 (確定に係るもの)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る額の確定を受けたことに伴い、既に交付を受けている補助金のうち当該確定額を超える部分について返還したので、地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金(地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業)交付規程第19条第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金確定通知額及び年月日
3. 既に交付を受けている補助金の額 金 円
4. 返還を請求された金額及び年月日
5. 返還すべき金額及び年月日
6. 返還した金額及び年月日
 - (1) 返還金 金 円
 - (2) 延滞金 金 円
7. 延滞金の算出根拠
8. 未返還金額
 - (1) 返還金 金 円

(2) 延滞金

金

円

※一般社団法人 環境共創イニシアチブの地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金は、経済産業省が定めた地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を省エネルギー効果が高いと見込まれ、費用対効果が優れていると認められる設備・技術を導入しようとする方に交付するものです。

番 号
年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代 表 理 事 殿

住 所

補助事業者 名 称

代表者等名 印

平成 年度地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金
(地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業) 精算 (概算) 払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金について、地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金 (地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業) 交付規程第 2 0 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業の名称
2. 精算 (概算) 払請求金額 (算用数字を使用すること。) 金 円
3. 請求金額の算出内訳 (概算払の請求をするときに限る。) (別紙)
4. 概算払を必要とする理由 (概算払の請求をするときに限る。)
5. 振込先

銀行 支店 預金 番 口座名義

※一般社団法人 環境共創イニシアチブの地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金は、経済産業省が定めた地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を省エネルギー効果が高いと見込まれ、費

用対効果が優れていると認められる設備・技術を導入しようとする方に交付するものです。

(別紙)

請求金額の算出内訳

(単位：円)

| 補助対象経費の区分 | 補助対象経費の額 | | | 補助率 | 補助金の額 | | |
|-----------|----------|------------------|--------------------|-----|-------|----------|-------|
| | 配分済額 | 実績額 (年月日～年月日) | 支出見込額 (年月日～年月日) | | 配分済額 | 前回までの受領額 | 今回請求額 |
| | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | |

(備考) 用紙は日本工業規格 A 4 とする。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代 表 理 事 殿

住 所

申請者 名 称

代表者等名 印

平成 年度地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金
(地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業) 返還報告書 (取消しに係るもの)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金に係る補助事業について、地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金(地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業)交付規程第 2 1 条第 6 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 既に交付を受けている補助金の額 金 円
3. 返還を請求された金額及び年月日
4. 返還した金額及び年月日
 - (1) 返還金 金 円
 - (2) 加算金 金 円
 - (3) 延滞金 金 円
5. 加算金及び延滞金の算出根拠
6. 未返還金額
 - (1) 返還金 金 円
 - (2) 加算金 金 円
 - (3) 延滞金 金 円

※一般社団法人 環境共創イニシアチブの地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金は、経済産業省が定めた地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を省エネルギー効果が高いと見込まれ、費用対効果が優れていると認められる設備・技術を導入しようとする方に交付するものです。

様式第 1 3

取得財産等管理台帳

| 区分 | 財産名 | 規格 | 数量 | 単価 | 金額 | 取得年月日 | 耐用年数 | 保管場所 | 補助率 | 備考 |
|----|-----|----|----|----|----|-------|------|------|-----|----|
| | | | | 円 | 円 | | | | | |

(注)

1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第 2 5 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 事務用備品、(イ) 事業用備品、(ウ) 書籍、資料、図書類、(エ) 無体財産権(工業所有権等)、(オ) その他の物件(不動産及びその従物)とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

※一般社団法人 環境共創イニシアチブの地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金は、経済産業省が定めた地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を省エネルギー効果が高いと見込まれ、費用対効果が優れていると認められる設備・技術を導入しようとする方に交付するものです。

取得財産等明細表

〔平成 年度〕

| 区分 | 財産名 | 規格 | 数量 | 単価 | 金額 | 取得年月日 | 耐用年数 | 保管場所 | 補助率 | 備考 |
|----|-----|----|----|----|----|-------|------|------|-----|----|
| | | | | 円 | 円 | | | | | |

(注)

1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第 2 5 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 事務用備品、(イ) 事業用備品、(ウ) 書籍、資料、図書類、(エ) 無体財産権(工業所有権等)、(オ) その他の物件(不動産及びその従物)とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

※一般社団法人 環境共創イニシアチブの地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金は、経済産業省が定めた地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を省エネルギー効果が高いと見込まれ、費用対効果が優れていると認められる設備・技術を導入しようとする方に交付するものです。

番 号
年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代 表 理 事 殿

住 所

補助事業者 名 称

代表者等名 印

平成 年度地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金
(地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業) 補助事業財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金に係る補助事業について、地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金(地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業)交付規程第 25 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由 (別紙)
2. 相手方 (住所、氏名、使用の場所及び目的)
3. 処分の条件

※一般社団法人 環境共創イニシアチブの地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金は、経済産業省が定めた地域工場・中小企業等省エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金を省エネルギー効果が高いと見込まれ、費用対効果が優れていると認められる設備・技術を導入しようとする方に交付するものです。
(注) 売却、譲渡、交換、貸与、担保提供の相手方のある場合は、それぞれの相手方及び条件について記載すること。

(別紙)

処分しようとする財産及びその理由

| 財産の名称 | 仕様 | 数量 | 処分の方法 | 処分の理由 | 備考 |
|-------|----|----|-------|-------|----|
| | | | | | |

- (注) 1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、廃棄、担保提供等の別を記載する。
自己使用の場合は、用途を記載すること。
2. 取得財産が共有の場合は、備考に共有相手先及び共有比率を記載すること。